

1 実施方針に関する質問

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			1 2 など	1.1 1.2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など		
1	シールドの掘削径について	2	第1	1	(7)	表1-2		掘削径の指定がないことから、提供資料 第2工区設計図に示された掘削径の変更に関する提案は可能なのでしょうか	要求水準書 第2要求水準 3 設計要件 (1) 前提要件、(2) 耐震性能、(3) 耐用年数に示す要件を満たす径を提案してください。
2	マンホール工について	2	第1	1	(7)	表1-2		マンホール1基とは提供された第2工区設計図中の上条防災倉庫前立坑でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	シールドの施工方法について	2	第1	1	(7)	表1-3		施工法等の比較検討が無になっているので、シールド工法の施工法（例えば、シールド工法、ミニシールド工法、コンパクトシールド工法の検討は不要なのでしょうか	検討は必要です。なお、要求水準書の設計条件にて検討内容を明確にします。
4	シールド線形について	2	第1	1	(7)	表1-3		設計図に示された線形を変更することは可能でしょうか（例えば、急曲線部の線形を緩和する等）。線形の変更が可能な場合は、制約条件をご教示ください。	設計図に示された線形の軽微な変更は、構造計算による安全性確認、他の構造物との干渉、周辺環境への影響、施工性、コストなどの条件を満たす場合、認める場合があります。
5	他工事との工程調整について	2	第1	1	(7)	表1-3		発進立坑と到達立坑の施工と利用にあたり、工程調整が必要な工事はありますでしょうか。	現時点では想定はありませんが、同時期に他の建設工事が行われている場合、工事車両の通行や資材の搬入などで干渉する可能性があります。
6	立坑施工ヤードの残置検討について	2	第1	1	(6)			上下流工区の工事開始までの立坑施工ヤードの残置の方針は検討済みでしょうか	要求水準書 第3 業務仕様 3 施工に関する仕様 (3) 仮設工及び付帯工 キ に記載の通りです。
7	マンホール工について	2	第1	1	(7)	表1-2		対象は、公共用地に設置予定のマンホール1基のみでしょうか	ご理解のとおりです。
8	上下流工区のマンホールについて	2	第1	1	(7)	表1-2		上下流工区の立坑内のマンホールは対象外でしょうか	ご理解のとおりです。
9	施工法等の比較検討について	2	第1	1	(7)	表1-3		施工法等の比較検討が”無”となっていますが、基本設計で検討済みでしょうか（シールド工法の検討、急曲線の検討、ゲート室の浸水検討）	要求水準書の設計条件にて検討内容を明確にします。
10	事業スケジュールについて	3	第1	1	(7)	表1-4		設計期間と施工期間の定めはありますでしょうか。	提案によるものとします。
11	業務費用の提案金額への反映	4	第1	1	(9)	表1-5		試掘調査の業務において「必要と認められる場合」、周辺環境調査・対策の業務において「必要に応じて」との記載がありますが、これらの費用は想定して提案金額に含めるのでしょうか。それとも、協議・変更となるのでしょうか。	提案金額に含むものとします。
12	地元住民等への説明会について	4	第1	1	(9)	表1-5		事前に市の地元住民等の説明及び説明会を行われますか	市として今後独自に行うことはありません。なお、事業者による地元説明の開催については、説明会の形式、開催回数、対象範囲を提案事項として評価対象とします。
13	提供資料について	5	第2	3		表2-2		提供資料として、「南部污水22号幹線実施設計業務報告書（抜粋版）令和7年3月」とありますが、実際に提供いただいた資料が「提供資料 R4地質調査公表資料」、「提供資料 R5測量成果簿」、「提供資料 R5地質調査公表資料」、「提供資料 第2工区設計図」の4つの資料になっています。この他にもご提供いただける資料はあるのでしょうか？例えば「南部污水22号幹線実施設計業務報告書（抜粋版）令和7年3月」等。	「提供資料 R4地質調査公表資料」、「提供資料 R5測量成果簿」、「提供資料 R5地質調査公表資料」、「提供資料 第2工区設計図」を総称して、「南部污水22号幹線実施設計業務報告書（抜粋版）令和7年3月」としています。
14	応募者の備えるべき参加資格要件	7	5		(1)	ウ	(オ)	代表企業の配置技術者要件は1級土木施工管理技士、技術士(建設部門)の資格があればよろしいでしょうか？もしくは代表企業に求められるような施工実績が必要となりますか？	公表予定の募集要項に示しますが、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する監理技術者を、専任で配置できること。（建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置する場合は、この限りではない。）を資格要件とします。
15	管理技術者の資格要件について	8	第2	6				管理技術者は、受注者が配置するものとする、とあるので、設計を他の者に委託した場合でも設計受託者の中から配置してはいけない、との認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
16	照査技術者の資格要件について	8	第2	6				照査技術者の資格要件が記載されていませんが、設計業務等共通仕様書（愛知県建設局）に準じればよろしいでしょうか	公表予定の募集要項で示します。
17	第2 事業者の募集及び選定に関する事項	9	6		(2)	ア		受注者が設計を自ら行う場合、「春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7度）において建設コンサルタントの「下水道」に登録されている者であること」という要件は不要という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	「ご質問の件について、本事業における『春日井市の入札参加資格者名簿（令和6・7年度）において建設コンサルタントの「下水道」に登録されている者であること』という要件は、設計業務を委託する場合に適用するものです。受注者が自ら設計を行う場合には、当該登録は必須要件とはしておりません。

1 実施方針に関する質問

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			1 2 など	1.1 1.2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など		
18	審査及び選定に関する事項	10	7		(2)	ア		設計を他の者に委託する場合の応札参加確認時の提出書類はどのようなものを想定されていますか？(建設コンサルタントとの委託契約が落札決定後となるため)	公表予定の募集要項で示しますが、応募時に委託先として予定される者より見積書を徴取し、市に提出してください。
19	審査及び選定に関する事項	10	7		(2)	ウ		別途定める「優先交渉権者決定基準」について詳細を公表していただくことは可能でしょうか？	公表予定の募集要項で示します。
20	第2 事業者の募集及び選定に関する事項	10	7		(2)	イ		「その審査内容と本事業の実施に係る対価（入札価格）を総合的に評価」とありますが、優先交渉権者決定基準は、①加算方式（例：定量化審査50点+価格点50点）、もしくは②除算方式（例：定量化審査/入札価格）のどちらでしょうか。ご教示ください。	①加算方式を予定しています。
21	第2 事業者の募集及び選定に関する事項	10	7		(2)	ウ		「提案の審査は、『技術能力』、『技術提案』を審査する」とありますが、技術能力及び技術提案の配点、採点方法・基準は決まっていますか。ご教示ください。（例：技術能力30点、技術提案30点）	公表予定の募集要項で示します。
22	第2 事業者の募集及び選定に関する事項	10	7		(2)	ウ	(イ)	技術提案について、「各業務及び工事における施工体制や品質確保等に関する審査」と「技術的提案に基づく経済的貢献度に関する審査」の2つの観点で審査が実施されると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
23	第2 事業者の募集及び選定に関する事項	10	7		(2)	ウ	(イ)	「技術的提案に基づく経済的貢献度に関する審査」のうち「経済的貢献度」とは、具体的にどのような内容を意味するのでしょうか。詳細について、ご教示ください。	公表予定の優先交渉権者決定基準に示しますが、設計及び施工の両観点からコスト縮減に寄与しうる技術提案とその寄与理由を評価することを予定しています。
24	監理技術者等の資格要件について	11	第3	4				施工における監理技術者等の資格要件が記載されていませんが、資格要件についてご教示ください。	公表予定の募集要項で示しますが、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する監理技術者を、専任で配置できること。（建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置する場合は、この限りではない。）を資格要件とします。
25	完成物の検査について	12	第4	4	4			受注者が完成物の検査を行うのでしょうか	本事業では、市は、受注者が作成した設計資料や自主検査結果の提出を受け確認することで、発注者検査の一部として活用することを予定しています。
26	税制変更リスクについて	14	別紙1			8)		税制度の変更によるものは事業者の負担でしょうか	一般的な税率改定（広く全事業者に一律適用）される税制度の変更を想定したものです。
27	物価変動リスクについて	14	別紙1			19)		一定の範囲内とはどの程度（工事費の何％等）でしょうか	公表予定の工事請負契約書（案）に記載予定です。
28	不可抗力リスクについて	14	別紙1			25)		一定程度とはどの程度（工事費の何％等）でしょうか	公表予定の工事請負契約書（案）に記載予定です。

2 要求水準書(案)に関する質問

No.	項目	頁	対応箇所					質問内容	回答
			第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など		
1	立坑施工ヤードの 残置検討について	2	第1	2	(4)			上下流工区の工事開始までの立坑施工ヤードの残置の方針は検討済みで しょうか	要求水準書 第3 業務仕様 3 施工に関する仕様 (3) 仮設 工及び付帯工 キ に記載の通りです。
2	シールドの掘削径 について	3	第1	4	表1-2			掘削径の指定がないことから、提供資料 第2 工区設計図に示された掘削 径の変更に関する提案は可能なのでしょうか	要求水準書 第2 要求水準 3 設計要件 (1) 前提要件、(2) 耐震性能、(3) 耐用年数に示す要件を満たす径を提案してくださ い。
3	シールドの施工方 法について	3	第1	4	表1-2			施工方法等の比較検討が無になっているので、シールド工法の施工法（例 えば、シールド工法、ミニシールド工法、コンパクトシールド工法の検討 は不要なのでしょうか	検討は必要です。なお、要求水準書の設計条件にて検討内容を明 確にします。
4	マンホール工 について	3	第1	4	表1-2			対象は、公共用地に設置予定のマンホール1基のみでしょうか	ご理解のとおりです。
5	維持管理マンホー ルについて	3	第1	4	表1-2			図面には維持管理用マンホールが2箇所記載されていますが、対象外で しょうか	ご理解のとおりです。
6	上下流工区のマン ホールについて	3	第1	4	表1-2			上下流工区の立坑内のマンホールは対象外でしょうか	ご理解のとおりです。
7	井戸調査について	5	第2	2	(3)	ウ		調査すべき井戸の範囲をご教示ください。	調査範囲は、シールドトンネル中心線から概ね50～100m程度を目 安とし、地盤条件に応じて設定してください。
8	資材について	5	第2	3	(3)	ア		設計要件に資材に関する項目がありません。例えば、管きょ（マンホール 間）は耐用年数が50年であれば、どのような材料を用いてもよろしいので しょうか	使用する資材の耐用年数が要求水準書 第2 要求水準 3 設計 要件 (2) 耐震性能、(3) 耐用年数 の要件を満たすことを示す 根拠資料の提示を求めます。
9	前提条件	5	第2	3	(1)	ア		平面線形の制約条件は記載されていますが、縦断線形の制約条件はコント ロールポイント等何かありますか？	上下流工区との接続に加え、地下埋設物、河川横断がコントロー ルポイントとなります。
10	前提条件	5	第2	3	(1)	ウ		一次覆工について、今後の維持管理用マンホールの構築を考慮するとは、 具体的にどういうことでしょうか？	将来、維持管理用マンホールを予定しているので、それを考慮し た覆工としてください。
11	維持管理用マン ホールについて	5	第2	3	(1)	ウ		維持管理用マンホールは対象外でしょうか	ご理解のとおりです。
12	工事用地	6	第2	4	(1)			中間の公共用地については、何の制約もないのでしょうか？	防災倉庫が設置されていますが、移設は可能です。
13	工事用地	6	第2	4	(1)			発進部、到達部、中間部の工事用地の詳細図を添付してもらえないでしょ うか？	募集要項公表時に、実施方針公表の際に提供した提供資料を改め て提供します。
14	工事用地の 協議について	6	第2	4	(1)			北側半分を工事用地としていますが、下条公園の占用条件については、協 議済みでしょうか	公園の北側半分は工事用地として使用することは地元と協議調整 済みです。詳細の占用条件については公園管理者と協議予定で す。
15	地元住民等への説 明会について	6	第2	4	(3)			事前に市の地元住民等の説明及び説明会を行われますか	市として今後独自に行うことはありません。なお、事業者による 地元説明の開催については、説明会の形式、開催回数、対象範囲 を提案事項として評価対象とします。
16	測量について	11	第3	2	(2)			測量は必要と考えるときのみでしょうか	設計に必要な占用路線の状況把握を目的とするものであり、測量 の実施は必要と認識しています。
17	地盤調査について	11	第3	2	(3)			地質調査は必要と考えるときのみでしょうか	設計に必要な土質定数の把握及び建設発生土の処分に伴う土砂検 定試験を目的とするものであり、地質調査の実施は必要と認識し ています。
18	仮設工及び付帯工	14	第3	3	(3)	キ		立坑仮設構造物は存置して接続工区に引き渡すということによろしいで しょうか？	要求水準書 第3 業務仕様 3 施工に関する仕様 (3) 仮設 工及び付帯工 キ に記載の通りです。
19	仮設工及び付帯工	14	第3	3	(3)	ク		管理用道路を利用可能な形態に整備するとは立坑用地まで工事進入路を設 置するということによろしいのでしょうか？また、構造はどのようなでもよ ろしいのでしょうか？	管理用道路は立坑用地までの工事進入路のことではありません。 内津川右岸用地は、工事用地とは別に市が購入した管路上の土地 であり、地上部を管理道路として利用可能な状態にすることを求 めます。